

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和5年2月22日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団青楓会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人
- その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県広島市中区宝町5番9号ウイング宝町ファイブ1階

(3) 設立認可年月日 令和5年2月8日

(4) 設立登記年月日 令和5年2月22日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	堤 武士	医療法人社団青楓会つつみ歯科クリニックの管理者
理事		
同		
監事		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 青楓会つつみ歯 科クリニック	3430137392	広島県広島市中区宝町 5番9号ウイング宝町 ファイブ1階	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年9月20日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式 2

法人名 医療法人社団 青楓会

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市中区宝町 5 番 9 号ウイング宝町ファイブ 1 階

財 産 目 録

(令和 5 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	129,536 千円
2. 負 債 額	67,965 千円
3. 純 資 産 額	61,571 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,643
B 固 定 資 産	104,892
C 資 産 合 計 (A+B)	: 129,536
D 負 債 合 計	: 67,965
E 純 資 産 (C-D)	: 61,571

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 青楓会

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市中区宝町 5 番 9 号ウイング宝町ファイブ 1 階

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 9 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	・ 24,643	I 流動負債	10,845
II 固定資産	・ 104,892	II 固定負債	57,120
1 有形固定資産	101,140	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	3,701	負債合計	・ 67,965
3 その他の資産	50	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基金	77,304
		II 積立金	△15,732
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	: 61,571
資産合計	: 129,536	負債・純資産合計	: 129,536

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 青楓会

※医療法人整理番号

所在地 広島県広島市中区宝町5番9号ウイング宝町ファイブ1階

損 益 計 算 書

(自 令和5年 2月22日 至 令和5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	81,753
2 事業費用	92,098
本来業務事業損失	△10,344
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△10,344
II 事業外収益	1,712
III 事業外費用	205
経常損失	△8,837
IV 特別利益	0
V 特別損失	6,853
固定資産売却損	6,853
税引前当期純損失	△15,691
法人税・住民税及び事業税	41
当期純損失	△15,732

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 青楓会、  
 所在地 広島県広島市中区宝町5番9号ウイング宝町フアイアビル1階

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式9（添付書類）

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 青楓会  
理事長 堤 武士 様

私は医療法人社団 青楓会の令和5年会計年度（令和5年2月22日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月25日

医療法人社団 青楓会

監事 XXXXXXXXXX